

フィリピン国籍の方々の受入れ手続について【改訂】

本年2月21日に「特定技能制度参考資料 2号」として、「フィリピン国籍の方々の受け入れ手続について」をお知らせさせていただいたところです。この度、在大阪フィリピン総領事館に労働部門が新設され、書類の受付、審査及び面接などの実務運用が開始されたことについて連絡が駐日フィリピン大使館側からあったことから、手続の解説、流れ図、Q&A を改訂しましたので、改めて「フィリピン国籍の方々の受入れ手続について【改訂】」をお知らせします。

1 フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）【改訂】

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- フィリピンから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



2 フィリピン国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）【改訂】

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- フィリピンから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



3 フィリピン側の手続きに関する Q&A【改訂】

<http://www.moj.go.jp/content/001315104.pdf>



【参考】法務省ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)



2 各国における手続について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)

